

編集委員会規程

(2001年9月日本評価学会理事会決定)

改正

2002年9月18日

2005年2月15日

2020年9月25日

(目的及び学会誌の名称)

1. 編集委員会は、評価に関する研究および実践的活動の成果を国内外の学界をはじめ評価に関心をもつ個人および機関に広く公表し、評価慣行の向上と普及に資することを目的として、『日本評価研究』(The Japanese Journal of Evaluation Studies)を刊行する。

(編集委員会)

2. 『日本評価研究』の編集及び編集方針の策定並びに投稿要領等の整備等を行う。
3. 編集委員会は、会員10名以内をもって組織する。
4. 編集委員長は副委員長及び常任編集委員を指名する。
5. 委員長及び副委員長並びに常任編集委員は常任編集委員会を構成する。
6. 編集委員長は年2回以上の会合を招集する。編集委員長は会合へのオンラインによる参加を認めることができる。

(編集方針)

7. 『日本評価研究』は年2回刊行する。ただし、編集委員会が認めるときはこの限りではない。
8. 『日本評価研究』の刊行時期は9月及び3月とする。また、これらの投稿の締め切りは9月及び3月とする。

(投稿要領等)

9. 編集委員会は「投稿要領」「執筆要領」「査読要領」をはじめ、編集委員会の業務に必要な事項を定める。

(事務局)

10. 『日本評価研究』の庶務は編集委員長が所掌し、同委員長が設置する編集委員会事務局が処理する。
11. 編集委員長は、『日本評価研究』の刊行後、速やかに編集委員会に対して投稿論文の採否にかかる経緯の説明等を行う。

(附則)

1. この規定は2020年10月1日より施行する。
2. 2020年11月に開催される総会までの会の運営は、なお従前の例による。